



# 川崎市景観計画

---



## はじめに

川崎市では、平成6年に都市景観条例を制定し、景観施策を推進してきましたが、近年では大規模な工場跡地などの土地利用転換が進み、新たな都市景観が形成されつつあります。また地域の特徴を活かした市民の主体的な景観づくりの活動が増えており、景観に対する市民意識も変化してきています。

こうした状況のなか、国においては、良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成を図るため、平成16年に景観法が制定されました。今回、この法の規定に基づく本市における景観形成のマスタープランとして「川崎市景観計画」を策定しました。

この計画は、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を基本目標とする川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン（平成17年）」に即して定めています。

計画の基本理念には「かわさき百年の風土記づくり」を掲げ、長い年月を経ても価値感を失わない魅力ある景観を創出することや、大切にすべき地域資源を発見し調和させながら受け継ぐことによる川崎らしい景観づくりをめざしています。また土地の利用に関係する行為を行おうとするときに、誰もが心がけるべきことを景観作法として定めていることや、さらに市域の地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩の基準を定めていることが特徴となっています。

次代に誇りをもって引き継げる魅力ある川崎らしい景観を実現するためには、市民、事業者、市のそれぞれがコモンの精神をもって協働することが最も大切と考えています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2007（平成19）年12月

